

◇大阪市手数料条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の対象となる事前審査適合建築物の範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(計画調整局建築指導部建築確認課、都市整備局企画部安心居住課)